

行橋市建設工事指名基準

(目的)

第1条 この基準は、行橋市が発注する建設工事について、指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合の基準を定め、厳正公平に選定し業者指名の適正を期することを目的とする。

(業種及び等級別請負工事金額)

第2条 指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合は、有資格者名簿の中から選定し、等級区分のある工事については、当該工事の予定価格に応じ、行橋市建設工事等入札参加者の資格及び審査等に関する規則（昭和56年規則第12号）第9条（標準請負工事金額）に規定する表の対応する等級に属する業者を選定しなければならない。

(規則第9条（標準請負金額）抜粋)

等級	土木工事	建築工事	舗装工事	電気工事	管工事
A	2,000万以上	2,500万以上	300万以上	500万以上	2,500万以上
B	1,000万以上 2,000万未満	1,500万以上 2,500万未満	200万以上 300万未満	300万以上 500万未満	1,500万以上 2,500万未満
C	500万以上 1,000万未満	500万以上 1,500万未満	100万以上 200万未満	200万以上 300万未満	500万以上 1,500万未満
D	500万未満	500万未満	100万未満	200万未満	500万未満

ただし、次の各号に該当する場合は、別表1に定める等級に属する業者のうちから指名することができる。

- (1) 工事の性質上急施を要するとき。
- (2) 当該工事の等級、区分に対応する業者数が不足するとき。
- (3) 施工地区及び地理的状況から当該工事が有利に施工されるとき。
- (4) その他、市長が必要と認めるとき。

(別表1)

工事額	指名できる等級	土木工事	建築工事	舗装工事	電気工事	管工事
A	AB	2,000万以上	2,500万以上	300万以上	500万以上	2,500万以上
B	ABC	1,000万以上 2,000万未満	1,500万以上 2,500万未満	200万以上 300万未満	300万以上 500万未満	1,500万以上 2,500万未満
C	BCD	500万以上 1,000万未満	500万以上 1,500万未満	100万以上 200万未満	200万以上 300万未満	500万以上 1,500万未満
D	CD	500万未満	500万未満	100万未満	200万未満	500万未満

2 前項の規定により難しい場合は、業者選考委員会の決議により、別表2に定める等級に属する有資格者のうちから指名することができる。ただし、市長の承認を受けなければならない。

(別表2)

工事額	指名できる等級	土木工事	建築工事	舗装工事	電気工事	管工事
A	ABC	2,000 万以上	2,500 万以上	300 万以上	500 万以上	2,500 万以上
B	AB CD	1,000 万以上 2,000 万未満	1,500 万以上 2,500 万未満	200 万以上 300 万未満	300 万以上 500 万未満	1,500 万以上 2,500 万未満
C	AB CD	500 万以上 1,000 万未満	500 万以上 1,500 万未満	100 万以上 200 万未満	200 万以上 300 万未満	500 万以上 1,500 万未満
D	BCD	500 万未満	500 万未満	100 万未満	200 万未満	500 万未満

3 前2項の規定により難い場合は、明確な選考理由が提示できる場合にかぎり、業者選考委員会の決議により有資格者のうちから指名できるものとする。ただし、市長の承認を受けなければならない。

(業者の選定)

第3条 指名競争入札に指名しようとするときは、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 経営及び信用の状態 | (5) 手持工事の状況 |
| (2) 不誠実な行為の有無 | (6) 機材の保有状況 |
| (3) 工事の施工成績 | (7) 指名及び契約の実績 |
| (4) 技術的適正 | (8) その他、当該工事の適否 |

2 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、指名しないものとする。

(市発注の手持工事)

第4条 市発注工事を請け負い工事施工中の建設業者は、承認を受けた工程表に基いた工事の進捗状況の調査により、工期内に完成が不確実であると判定された工事については、その請負業者を原則として当分の間指名しないものとする。

ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 専任の主任技術者を2人以上有し、各工事現場毎にそれぞれ主任技術者を専任させることができる建設業者であるもの。
- (2) 密接な関係のある2以上の工事を同一の建設業者が、同一の場所又は接近した場所において施工するもの。

(一括下請負等)

第5条 一括下請負又は一括委任によるものと認められる者については指名しないものとする。

この審査は、工事施工中における監督、検査及び指定検査員の検査の報告によるものとする。

(随意契約等)

第6条 随意契約による場合の相手方の選定は、第3条の規定を準用し、一般競争入札の参加者の確認は、第2条及び第3条の規定を準用する。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 附 則
この基準は、昭和60年8月1日から施行する。 | 附 則
この基準は、平成19年11月1日から施行する。 |
| 附 則
この基準は、昭和62年10月1日から施行する。 | 附 則
この基準は、平成22年4月1日から施行する。 |
| 附 則
この基準は、平成2年9月1日から施行する。 | 附 則
この基準は、平成22年9月1日から施行する。 |
| 附 則
この基準は、平成3年8月1日から施行する。 | 附 則
この基準は、平成24年4月1日から施行する。 |
| 附 則
この基準は、平成19年9月1日から施行する。 | |